

否決されたものの、議員立法案として、こうしたハンセン病への具体策が提起された以上、内務省としても、対抗策を提示しなければならなくなった。2月16日、衆議院伝染病予防法中改正法律案委員会で、内務省衛生局長窪田静太郎は、「伝染病予防法」は「急劇ナル伝染病ニ対スル処置デアリマスカラ、或ハ隔離ト云ヒ、交通遮断ノ如キ、其他此多クノ処置ハ、癩病ニ対シテ、直チニ適用ハ出来難イ」「慢性ノ伝染病者ニ対スルモノハ、急性ノ伝染病ニ対スルモノト区別ヲシナケレバナラヌ」と、山根に反論した。この窪田の発言は極めて重要である。内務省衛生局長が、ハンセン病について隔離を強制される「急劇ナル伝染病」と区別し、ハンセン病患者に対し直ちに隔離を適用することはできないと明言しているのである。内務省としても、ハンセン病予防上、コレラ患者に対するような隔離を必要としないことを認識していたことになる。

窪田は、ここで、内務省が計画しているハンセン病対策を提示している。すなわち、ハンセン病患者のうち「乞食、然ラザルモ貧民」の患者が「病毒ヲ散漫スルト云フ機会モ多カラウ」として、こうした患者に「予防方法ヲ着ケタイ」と述べる。具体的には、親戚や「故旧」に患者の保護・監督の責任を負わせ、それが不可能な「下層ノ貧民」には府県の費用で市町村長に監督させるというもので、監督の方法としては公私立病院、あるいは養育院の付属病室への患者の委託をあげていた。窪田は、この方策で「下層社会ニ於キマストコロノ、外部ニ顕著ナル徴候ヲ現ハシテ居ルヤウナ癩患者ニ対シテハ、処置ガ着イタラウカト信ジテ居リマス」と自信を示していた（『第二十一回帝国議会衆議院伝染病予防法中改正法律案委員会議録』2回）。

窪田がここに示した計画が、1907（明治40）年の法律「癩予防ニ関スル件」の原型であったと考えられる。ただし、当初は、公私立病院や養育院の付属病室に患者を収容するというもので、法律「癩予防ニ関スル件」のもとで、実際におこなわれた隔離政策とは距離があった。

2. 渋沢栄一 の存在

この年、1905（明治38）年11月、熊本で回春病院を経営するハンナ・リデルが上京し、大隈重信・渋沢栄一ら政財界関係者に回春病院への援助を求めた。これを受けて、渋沢は11月6日、銀行倶楽部で会合を開き、これには衛生局長窪田静太郎、東京市養育院医官光田健輔、衆議院議員の山根正次・島田三郎、それに田川大吉郎ら各新聞社代表など総勢25名ほどが集まった。新聞各紙は、リデルが日英同盟を結んでいたイギリスの女性であることから、好意的に報道した。この日の会合について11月7日付『東京日日新聞』に「光田医学士は其専攻に係る癩病の歴史、各国に於る過去現在の状況及癩病の遺伝質なるより寧ろ伝染質にして我邦中三万有余の患者が自由に放任せらるるは益々国人中に伝染するの危険ある事、及近世ノルウェイ、露国、布哇等に於て隔離主義を取りて或は病院を設け或は癩病者永住地を特定したるの結果年と共に著るしく癩病患者の数を減ずるに至れるを数字を以て證明し」、「窪田局長は癩病予防法に付き政府に於ても目下調査中に属し必ず時機を見て適當の法案を提出せんとするを告げ」たと報じている。

また、会合を主催した渋沢栄一も「此の恐るべき伝染病に対して我国に未だ適切なる施設なきは、国家の爲めに慨嘆に堪へざるのみならず、我が国民が此の恐怖すべき癩病の救護事業を外国の慈善家の手に委して、殆んど自ら顧慮せざるものゝ如くなるを見て、余は大に慙愧に堪へざるものあり。